

# 教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和3年9月2日(木) 午後3時00分から

2 場 所 教育委員会室

## 議決事項

第1 議案第25号 令和4年度墨田区立小・中学校募集人数について

## 報告事項

第1 教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について(資料1)

第2 新型コロナウイルス感染症対策における教育施設等の対応について(資料2)

第3 学校医等退任に伴う感謝状の贈呈について(資料3)

第4 学校(園)医等の委嘱について(その1)(資料4)

第5 学校(園)医等の委嘱について(その2)(資料5)

第6 令和3年度墨田区立図書館・コミュニティ会館図書室・すみだ女性センター情報資料コーナー蔵書点検実施報告について(資料6)

## 議案第25号

令和4年度墨田区立小・中学校募集人数について

上記の議案を提出する。

令和3年9月2日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり決定する。

(提案理由)

墨田区学校選択制度実施要綱第4条の規定により、決定する必要がある。

## 令和4年度墨田区立小・中学校募集人数について

小学校名	通学区域内の 住民基本台帳 児童数(人) 9月1日現在	募集人数(受入可能数)	
		児童数(人)	学級数(学級)
緑	130	他学区からの 選択停止	
外手	74	85	3
二葉	150	他学区からの 選択停止	
錦糸	84	85	3
中和	47	50	2
言問	57	85	3
小梅	74	85	3
柳島	83	85	3
業平	82	85	3
両国	85	85	3
横川	85	85	3
菊川	70	85	3
第三吾孺	80	他学区からの 選択停止	
第四吾孺	44	50	2
第一寺島	71	85	3
第二寺島	68	85	3
第三寺島	58	58	2
曳舟	114	他学区からの 選択停止	
中川	102	他学区からの 選択停止	
東吾孺	31	50	2
押上	90	90	3
八広	118	118	4
隅田	70	85	3
立花吾孺の森	69	85	3
梅若	90	90	3

中学校名	通学区域内の 住民基本台帳 生徒数(人) 9月1日現在	募集人数(受入可能数)	
		生徒数(人)	学級数(学級)
墨田	188	188	5
本所	173	180	5
両国	228	228	6
竪川	149	149	4
錦糸	226	226	6
吾孺第二	109	140	4
寺島	137	137	4
文花	190	190	5
桜堤	229	229	6
吾孺立花	162	180	5

※募集人数は、各小中学校の通学区域内に居住する児童・生徒数及び、各学校施設の現況等から設定している。

※通学区域の学校を希望する場合は、募集人数にかかわらず全員の受入を行う。

ただし、当該住所に生活実態が無いことが確認できた場合は、受入を行わない。

※通学区域内の入学予定者数の増加に応じて、受入可能人数を拡大する場合がある。この場合、通学区域外からの受入は行わない。

※「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」の改正により、学級数増が見込まれた場合、募集人数(受入可能数)の変更を行う可能性がある。

## 教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

## 1 趣旨

墨田区長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取の依頼があったが、依頼内容は緊急に処理しなければならず、かつ、教育委員会を招集する暇がなかったため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条に基づく教育長の臨時代理により異議ない旨を回答した。

## 2 条例案名

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

## 3 改正概要

別紙1のとおり

## 4 区長からの依頼文及び回答文

別紙2のとおり

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(介護補償)</p> <p>第11条 〔略〕</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>17万1,650円</u>を超えるときは、<u>17万1,650円</u>）</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>7万3,090円</u>以下であるときに限る。）。<u>7万3,090円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>8万5,780円</u>を超えるときは、<u>8万5,780円</u>）</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第11条 〔略〕</p> <p>2 〔同左〕</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>16万6,950円</u>を超えるときは、<u>16万6,950円</u>）</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>7万2,990円</u>以下であるときに限る。）。<u>7万2,990円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>8万3,480円</u>を超えるときは、<u>8万3,480円</u>）</p>

<p>(4) 〔略〕</p> <p>別表 〔略〕</p> <p>備考</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる年数を医師等としての経験年数に加えた年数を医師等としての経験年数とみなして、この表を適用する。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）若しくは旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を卒業した<u>（同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）</u>後実地修練を経た者 1年</p> <p>(2)～(5) 〔略〕</p> <p>3・4 〔略〕</p>	<p>(4) 〔略〕</p> <p>別表 〔略〕</p> <p>備考</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 〔同左〕</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）若しくは旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を卒業した後実地修練を経た者 1年</p> <p>(2)～(5) 〔略〕</p> <p>3・4 〔略〕</p>
---	--

### 付 則

#### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和3年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

#### (経過措置)

- 2 新条例第11条第2項第1号から第3号までの規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の第11条第2項第1号から第3号までの規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

3 墨総法条第17号

令和3年9月1日

墨田区教育委員会

教育長 加藤 裕之 様

墨田区長 山本 享



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

令和3年度墨田区議会定例会9月議会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

2 提案理由

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正を踏まえ、介護補償額を改定するほか、所要の規定整備をする必要がある。

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

4 提出条例案

別紙のとおり



## 議案第26号

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年9月9日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年墨田区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「16万6,950円」を「17万1,650円」に改め、同項第2号中「7万2,990円」を「7万3,090円」に改め、同項第3号中「8万3,480円」を「8万5,780円」に改める。

別表備考2第1号中「卒業した」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和3年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第11条第2項第1号から第3号までの規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の第11条第2項第1号から第3号までの規定に基づ

く介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

（提案理由）

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正を踏まえ、介護補償額を改定するほか、所要の規定整備をする必要がある。

3 墨教庶第 9 2 6 号  
令和 3 年 9 月 1 日

墨田区長  
山 本 亨 様

墨田区教育委員会  
教育長 加 藤 裕 之

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について（回答）

令和 3 年 9 月 1 日付け 3 墨総法条第 1 7 号により、下記のとおり意見を求められましたこのことについては、貴案のとおりで異議ありません。

記

1 意見聴取のあった条例案名

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する  
条例の一部を改正する条例

## 新型コロナウイルス感染症対策における教育施設等の対応について

### 1 理由

新型コロナウイルス感染症対策として、東京都に発令されている「緊急事態宣言」の期限が延長されたこと及び、本区の「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」での決定事項等を踏まえ、以下の施設等について、対応方針を定める必要がある。

本件については、緊急に処理しなければならない事由で、かつ教育委員会を招集するいとまがなかったことから、「墨田区教育委員会権限に属する事務の委任等に関する規則」第3条の規定に基づき、令和3年8月25日付けで、教育長の臨時代理により決定した。

### 2 対応方針について

#### (1) 区立幼稚園、小中学校

教育活動を継続する。

#### (2) 学校施設貸出

##### ア 屋内施設（体育館及び格技室）

令和3年8月30日から9月12日までの間、休止する。

※ 旧学校施設は、令和3年7月12日から9月12日までの間、午後8時まで貸出しを行う。

##### イ 屋外施設（校庭）※旧学校施設も含む。

令和3年7月12日から9月12日までの間、午後8時まで貸出しを行う。

#### (3) すみだ郷土文化資料館

通常どおり開館する。

#### (4) 立花大正民家園旧小山家住宅

通常どおり開館する。

#### (5) すみだわんぱく砦

利用を継続する。

#### (6) 放課後子ども教室

事業を継続する。

#### (7) 区立図書館

令和3年7月12日から9月12日までの間、午後8時まで開館する。

（ただし、休館前と同様、閲覧席の間隔を空けたり、1時間以内の利用要請を行うなど、感染予防対策を徹底して開館する。）

※ 上記\_\_\_\_部分は、今回の「緊急事態宣言」の延長に伴う変更箇所

## 学校医等退任に伴う感謝状の贈呈について

## 1 主旨

退任学校医等に対し、墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱に基づき感謝状を贈呈する。

## 2 感謝状を贈呈する退任者（敬称略）

氏名	職名	学校名	年齢	勤続	退任年月日
さわだ こうじ 沢田 幸地	学校医(内科)	第三吾嬬 小学校	68歳	27年6ヶ月	令和3年6月30日
さくらい ひでき 桜井 秀樹	学校歯科医	柳島幼稚園	55歳	4年5か月	令和3年8月31日

## 3 贈呈主体

墨田区教育委員会

## 4 根拠等

ア 墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱

第2条（2）「教育事業に尽力すること3年以上にわたるとき」

イ 感謝状交付基準要綱細目基準

学務課4番「学校医・学校歯科医・学校薬剤師が退任又は死亡したとき」

## 学校(園)医等の委嘱について (その1)

## 1 主旨

一身上の都合により、令和3年6月30日に退職した第三吾孺小学校の沢田幸地学校医(内科)の後任について、墨田区医師会の推薦を得て、学校保健安全法に基づき学校医を委嘱した。

## 2 委嘱者等

委嘱者	職名	学校名
ひらの ひとし 平野 仁志	学校医(内科)	第三吾孺小学校

## 3 発令年月日

令和3年9月1日

## 4 委嘱期間

令和3年9月1日から令和4年3月31日まで

## 5 発令主体

墨田区教育委員会

## 6 根拠法令

学校保健安全法第23条

## 学校(園)医等の委嘱について (その2)

## 1 主旨

診療所閉院のため、令和3年8月31日に退職した柳島幼稚園の桜井秀樹  
学校歯科医の後任について、本所学校歯科医会の推薦を得て、学校保健安全法  
に基づき学校歯科医を委嘱した。

## 2 委嘱者等

委嘱者	職名	学校名
しまむら よしなお 島村 芳直	学校歯科医	柳島幼稚園

## 3 発令年月日

令和3年9月1日

## 4 委嘱期間

令和3年9月1日から令和4年3月31日まで

## 5 発令主体

墨田区教育委員会

## 6 根拠法令

学校保健安全法第23条

## 令和3年度 墨田区立図書館・コミュニティ会館図書室・すみだ女性センター情報資料コーナー蔵書点検結果

## 1 実施期間

令和3年6月1日から令和3年7月2日まで

## 2 点検内容総括

(単位:冊)

館名称 項目	ひきふね 図書館	緑 図書館	立花 図書館	八広 図書館	東駒形 コミュニティ会館	梅若橋 コミュニティ会館	横川 コミュニティ会館	女性 センター	計
蔵書在架確認資料数	168,037	98,152	56,566	62,319	70,589	59,917	85,751	7,043	608,374
不明資料数	211	34	16	41	24	25	29	3	383
不明資料割合	0.13%	0.03%	0.03%	0.07%	0.03%	0.04%	0.03%	0.04%	0.06%

※「蔵書在架確認資料数」＝蔵書点検期間中に在庫を確認した資料数（ひきふね図書館自動出納書庫は含まず）を表す（貸出中等の資料は除く）。

※「不明資料数」＝全館蔵書点検終了後の抽出数

## 3 不明資料数の推移

(単位:冊)

館名称 実施年度	ひきふね 図書館	緑 図書館	立花 図書館	八広 図書館	東駒形 コミュニティ会館	梅若橋 コミュニティ会館	横川 コミュニティ会館	女性 センター	計	不明資料 割合
平成25年度	1,488	953	233	414	616	982	448	14	5,148	0.85%
平成26年度	1,312	708	152	226	345	702	288	9	3,742	0.51%
平成27年度	425	298	49	138	36	64	77	4	1,091	0.24%
平成29年度	456	342	70	110	73	71	84	4	1,210	0.16%
平成30年度	399	193	67	66	63	58	77	2	925	0.12%
平成31年度	329	129	51	41	57	44	68	1	720	0.10%
令和2年度	244	57	35	35	25	39	42	0	477	0.06%
令和3年度	211	34	16	41	24	25	29	3	383	0.06%

※平成28年度は大規模改修工事のため、蔵書点検未実施

## 4 除籍対象資料

(単位:冊)

実施年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
除籍対象資料	1,570	2,851	347	378	243	354	193	121

※不明資料のうち、3か年に渡り不明状態である資料については、発見できる見込みが低いと判断し、除籍対象としている。